

「適時開示ガイドブック」（改訂箇所抜粋）

（主要な改訂箇所に青字・下線を付しています。）

第2章 上場会社の決定事実に係る適時開示実務上の取扱い

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し

開示様式例

（開示様式例） 株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ <新規追加>

1. 発行する株式、処分する自己株式、発行する新株予約権、処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集又は株式、新株予約権の売出し

(1) 適時開示等規則に基づく開示義務

(中略)

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

(①～⑤略)

⑥ 第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債発行に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）

第三者割当による株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債発行に係る募集又は自己株式処分若しくは自己新株予約権処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるよう記載してください（自己株式又は自己新株予約権の処分の場合は、「発行価額」を「処分価額」、「割当予定先」を「処分予定先」など適宜読み替えてください。）。また、所定の開示事項に限らず、投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、「⑦株式報酬としての株式の発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）」の様式に従って開示してください。

なお、必ず名証まで事前相談を行うようにしてください（時期等については、「(1)〔開示に関する注意事項〕① 事前相談について」参照）。

(表略)

⑦ 株式報酬としての株式の発行に係る募集の場合（自己株式処分に係る募集を含む。）

株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行うことについての決定をした場合は、以下の所定の開示事項を掲記し、開示・記載上の注意を参照のうえ、投資者が会社情報を適切に理解・判断できるように記載してください（自己株式の処分の場合は、「発行の概要」を「処分の概要」、「発行する株式の種類及び数」を「処分する株式の種類及び数」など適宜読み替えてください。）。なお、株式報酬としての株式の発行に係る募集又は自己株式処分に係る募集を行う場合としては、所得税法施行令第84条第1項に規定する特定譲渡制限付株式（以下「特定譲渡制限付株式」という。）に該当する場合など、上場会社又はその子会社等の役員又は従業員に対して付与された金銭報酬債権の払込みを受けることにより役務提供の対価として株式を発行する場合又は自己株式の処分を行う場合が想定されます。

※ 平成28年8月19日施行の「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正により、特定

譲渡制限付株式を割り当てる方法は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号ヲに規定する第三者割当の定義から除外されることとなるため、特定譲渡制限付株式に該当する株式の発行は、適時開示等規則上も第三者割当に該当しないこととなります。

a 発行の概要

(a) 払込期日

(b) 発行する株式の種類及び数

(c) 発行価額

(d) 募集又は割当方法

- ・ 特定譲渡制限付株式を割り当てる方法による場合は、その旨を、第三者割当による場合は、その旨を記載する。

(e) 出資の履行方法

- ・ 金銭報酬債権の現物出資による旨を記載する。

(f) 株式の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数

(g) その他投資判断上重要又は必要な事項

b 発行の目的及び理由

- ・ 株式報酬制度を採用している目的・考え方、株式報酬制度の概要（金銭報酬債権額の上限、発行株式数の上限等）についても記載することが考えられます。

c 株式割当契約の概要（種類株式の場合には株式の内容）

- ・ 譲渡制限期間、譲渡制限の解除条件、無償取得事由、株式の管理に関する定めその他株式割当契約の概要をわかりやすく記載する。

d 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

- ・ 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容についてわかりやすく記載する。
- ・ 第三者割当に該当する場合には、払込金額が割当予定先に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会が表明する意見等を記載する。ただし、①株主総会において会社法に基づく特別決議を経る場合、又は、②決議の直前日の価額、決議日の1か月、3か月、6か月の平均の価額からのディスカウント率を勘案して会社法上の有利発行に該当しないことが明らかな場合（上場株式の場合に限る。）であって、かつ、①又は②であることの記載がある場合は不要とします。

[第三者割当に該当する場合]

e 企業行動規範上の手続き

- ・ 希薄化率が25%以上となる時又は支配株主が異動することになるときは、企業行動規範上の手続きとして、独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。この項目にかかる記載は、「⑥第三者割当による株式、新株予約権又は新株予約権付社債に係る募集の場合（自己株式処分、自己新株予約権処分に係る募集を含む。）」の開示・記載上の注意をご参照ください。

[本行為が支配株主との取引等に関するものである場合]

f 支配株主との取引に関する事項

- ・ 当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。
- ・ 当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。

・ 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。

・ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。

※ 意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。

※ 支配株主との取引等には、支配株主に加え、適時開示等規則取扱いで定める者との取引が含まれます。詳細については「第7章【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。

※ 支配株主との取引等については、上場会社の親会社役員及びその近親者並びに上場会社の支配株主（親会社を除く。）及びその近親者が、上場会社の役職員を兼任している場合に、これらの者に対して株式を発行する場合があります。

(開示様式例) 株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

この開示様式例は実務上の便宜のため参考として掲載しているものです。
開示資料の作成にあたっては、「開示事項及び開示・記載上の注意」を必ずご参照ください。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

会 社 名 〇〇〇〇株式会社
代表者名 代表取締役社長 〇〇 〇〇
(コード: 〇〇〇〇、名証第〇部)
問合せ先 取締役広報・IR部長 〇〇 〇〇
(TEL. 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、平成〇〇年〇〇月〇〇日開催の取締役会において、以下のとおり、株式報酬として新株式発行を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 新株式発行要領

(1) 払 込 期 日	
(2) 発行する株式の種類 及 び 数	
(3) 発 行 価 額	
(4) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法／第三者割当
(5) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による。
(6) 割当の対象者その の人数並びに割り当 て る 株 式 の 数	取締役〇名 株 執行役員〇名 株
(7) そ の 他	

2. 発行の目的及び理由

3. 株式割当契約の概要

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(本株式の発行が第三者割当に該当する場合)

5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないことことから、名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第34条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

(本行為が支配株主との取引等に関するものである場合)

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本取引は、支配株主との取引等に該当します。当社が、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

なお、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

(その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項を記載する。)

以 上